

第三十九回国会 農林水産委員会 議院 議案 農林水産委員会 議案 第八号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君
理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君
理事小山 長規君 理事田口長治郎君
理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君
理事角屋整次郎君 理事芳賀 貞君
安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
金子 岩三君 飯谷 忠男君
草野一郎平君 倉成 正君
小枝 一雄君 坂田 英一君
田邊 國男君 谷垣 專一君
綱島 正興君 寺島隆太郎君
内藤 隆君 中山 榮一君
福永 一臣君 藤田 義光君
本名 武君 松浦 東介君
八木 徹雄君 米山 恒治君
足鹿 覺君 片島 港君
東海林 稔君 中澤 茂一君
檜崎弥之助君 西村 関一君
山田 長司君 湯山 勇君
稻富 稜人君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君
農林事務官 坂村 吉正君
(農林経済局長)
農林技官 立川 基君
(農林経済局長)
副議長
専 門 員 岩隈 博君

十月十三日

委員西村関一君及び湯山勇君辭任に

つき、その補欠として櫻積七郎君及び松原喜之次君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員櫻積七郎君及び松原喜之次君辭任につき、その補欠として西村関一君及び湯山勇君が議長の名で委員に選任された。

十月十六日

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貞君外十一名提出、衆法第七号)
農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

同月十三日

建物共済農協一元化に関する諸願外三件(赤澤正道君紹介)(第三二六号)
同外六件(伊藤宗一郎君紹介)(第三二七号)
同外三件(大石武一君紹介)(第三二八号)
同外一件(黒金泰美君紹介)(第三二九号)
同外九件(福家俊一君紹介)(第三三〇号)
同(西村直己君紹介)(第三三一号)
同外一件(柳谷清三郎君紹介)(第三三二号)
同外九件(西村榮一君紹介)(第三三七号)

同(赤城宗徳君紹介)(第四六一号)
同(宇野宗佑君紹介)(第四六二号)
同外九件(木村公平君紹介)(第四六三号)
同外二件(久野忠治君紹介)(第四六四号)
同外十件(小平久雄君紹介)(第四六五号)
同(杉山元治郎君紹介)(第四六六号)
同外十八件(瀬戸山三男君紹介)(第四六七号)
同外一件(内藤隆君紹介)(第四六八号)
同外十六件(中垣國男君紹介)(第四六九号)
同(西村榮一君紹介)(第四七〇号)
同(藤原節夫君紹介)(第四七一号)
同(吉田重延君紹介)(第四七二号)
同外二件(荒松清十郎君紹介)(第四七三号)
同外二件(池田清志君紹介)(第五一八号)
同外二件(細田吉蔵君紹介)(第五一九号)
同外十一件(藤本捨助君紹介)(第五二〇号)
同外二件(山口喜久一郎君紹介)(第五二二号)
同(阿部五郎君紹介)(第五八九号)
同(宇野宗佑君紹介)(第五九〇号)
同外十件(木村俊夫君紹介)(第五九一号)
同外十一件(竹山祐太郎君紹介)(第五九二号)
同(成田知己君紹介)(第五九三号)

同外三十件(橋橋渡君紹介)(第五九四号)
同外十三件(松浦東介君紹介)(第五九五号)
地方卸売市場法の制定に関する諸願(川野芳滿君紹介)(第三三三三号)
同(池田清志君紹介)(第五二四号)
同(吉田重延君紹介)(第五二五号)
農地法の一部改正に関する諸願(關谷勝利君紹介)(第三三四号)
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する諸願外九件(西村力弥君紹介)(第三三五号)
農業基本法関連法案の早期成立に関する諸願(橋本龍伍君紹介)(第三三六号)
農村計画事業に対する総合助成に関する諸願(橋本龍伍君紹介)(第三三七号)
農業共済制度の改正促進に関する諸願(西村力弥君紹介)(第三三九号)
農業災害補償制度の改善等に関する諸願外一件(二宮武夫君紹介)(第四六〇号)
同(池田清志君紹介)(第五二三号)
農業共済保険に関する諸願(池田清志君紹介)(第五二三号)
中央卸売市場法の一部を改正する法律案に関する諸願(上村千一郎君紹介)(第五八五号)
同(小金義昭君紹介)(第五八六号)
同(高見三助君紹介)(第五八七号)
同(中垣國男君紹介)(第五八八号)

同日の會議に付した案件
農業近代化資金助成法案(内閣提出第一八号)
農業信用基金協会の法案(内閣提出第一九号)
農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
小委員長より報告聴取
昭和三十六年産甘しよ及び馬れいしよの原料基準価格並びにでん粉、甘しよ生切干の政府買入価格等に関する件

この際、昭和三十六年産甘しよ馬れいしよの原料基準価格並びにでん粉、甘しよ生切干の政府買入価格等に関する件について、農産物価格対策に関する小委員長に報告を求めます。丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 農産物価格対策に関する小委員会は、去る十月十二日の委員会においてその設置を見ましたことは各位のすでに御承知のことでありますが、小委員会といたしましては、さつそく、当面する農産物価格安定法に基づき昭和三十六年産カンショ、パレイシヨの原料基準価格並びに澱粉、カンショなま切りほしの政府買入れ価格について調査を行なうため、十月十三日、十七日の両日にわたり小委員会を開会し、鋭意調査を進めて参りましたのであります。しこうして、本日、

小委員会といたしましては、本件に関する調査を一応終了することとし、この際、その経過と結果について簡単に御報告申し上げます。

まず、十月十三日には第一回の小委員会を開会し、昭和三十六年産イモ類価格に対する食糧庁第二部としての試算について説明を聴取した後、小委員各位から長時間にわたり熱心な質疑を行なつたのであります。

以下、当日食糧庁当局から説明のありました試算の概要と本年の価格算定方式の特異点について申し上げ、次いで質疑の要点を申し上げます。

まず、試算のあらましについて申し上げます。

第一に、カンショの原料基準価格は、歩どまり二二%のもの十貫当たり二百六十円といたしております。しかし、歩どまり一%を増減することにより十二円を加減することといたしております。従いまして、歩どまり二二%のものは六円アップして二百六十六円、歩どまり二一・四%のものは六円ダウンして二百五十四円と相なるわけであり、昨年の決定価格を申し上げますと、歩どまり二一%以上のもの十貫当たり二百五十円となっており、二一%の歩どまりに満たないものは歩どまり一%につき十二円ずつ差し引いておりますが、本年は、これを改めまして、歩どまりの高いものに対して、上昇割合に応じて基準価格を引き上げることにより、おこす。この点は本年の一つの相違点であります。

また、この試算は、従来通り農安法政令附録算式によって算定した額、十

貫当たり二百六十円を基準としておりますが、本年は特に澱粉の市場価格を算定上の要因として勘案してあります。すなわち、当面の澱粉事情から見て、水あめ、ブドウ糖の需要価格として許容される政府買入れ価格の上限は、十貫当たり千五百九十円であるとして、これから逆算してカンショ価格を二百六十円と押えております。

従って、農業パリティ指数の上昇率、米価の値上がり率等によるカンショ価格の値上げ要因は算定上十分に考慮せられていないうらみがあるわけであり、

第二に、パレイショの原料基準価格は歩どまり一五・五%のもの十貫当たり二百十三円としており、カンショの場合と同様に、本年は歩どまりの増減によって差を設けることとしており、歩どまり一%増減することにより十四円を加減することといたしております。従いまして、歩どまり一六%のときには二百二十円、一五%のときには二百六円と相当するわけであり、

特に、パレイショの場合は、政令附録算式によって算定いたしますと十貫当たり百九十五円程度に引き下げられることになり、本年は過去五カ年平均の澱粉市場価格に大きなウエイトを置いて、これから逆算したパレイショ価格、農業パリティ指数の上昇、基本農産物である米の価格の値上がり、カンショ価格の引き上げ等を考慮して、十貫当たり二百十三円と試算しておるのであります。従いまして、この点はさきのカンショの場合と多少趣きを異にいたしておるわけであり、

なお、参考までに昨年の決定価格を申し上げますと、歩どまり一五%のもの二百五十円というに相なっております。

第三に、カンショ澱粉は十貫当たり包装込み千五百九十円となっており、先述した原料カンショ価格十貫当たり二百六十円を基準として、歩どまり及び加工経費の上昇を織り込んだものであります。なお、念のため申し上げますと、三十五年産のものは千五百五十円と決定されております。

第四に、パレイショ澱粉は、昨年は二千七十円と決定されましたが、本年は十二貫当たり包装込み二千二百円となっており、これも、先述したパレイショの基準価格十貫当たり二百十三円を基準として、歩どまり及び加工経費の上昇を織り込んで算定されたものであります。

第五に、カンショなま切りほしにつきましては、十貫当たり千二十円となっており、昨年の九百九十円より相対的に値上げとなっております。原料カンショ価格十貫当たり二百六十円を基準として、加工経費の上昇を織り込み、歩どまりを昨年の三六%から三六・五%に引き上げて算定したものであります。値上げの最大の要因は労働を一三%高く見た点にあるのであります。

以上が食糧庁当局が試算した内容のあらましであり、小委員会といたしましては、以上の試算についての詳細な資料を次の小委員会に提出して、この報告を中心として、この報告を中心として、質疑を行なつたのであります。当日の質疑におけるおもな論点を要約いたしますと、大よそ次の通りであります。

一、農業基本法制定の趣旨から言

て、試算の程度の価格では安すぎる。同時に、農安法自体も、農基法の制定、農業をめぐる客観情勢の推移に即応して検討し直すべきではないか。特に政令附録算式はすみやかに改めるべきではないか。

二、本年産米表価の値上げ率は約六%となっており、これと対比して算定すると、カンショは二百六十五円、パレイショは二百八十八円となる。その点今回の試算はバランスを失しておらないか。

三、政府は従前から価格決定後にいて原料のイモ基準価格による農民手取りが保証されるような方を講じようとする意欲に欠けている。告示をいさえすれば能事終わりとする弊害が見られるのではないか。せつかくの支持価格がまじめに農民のためになるよう特段の考慮が必要である。

四、巨額な政府手持澱粉も、カンショ澱粉の方は新規用途が見出されたため激減したが、パレイショの方はなお手持ちがふえる一方である。政府の支払いの金利、倉敷料のこと等を考えれば、パレイショも新規用途向けには思い切った安売りした方が国としても得策ではないか。

五、澱粉の新規用途として大きな活路を見出した結晶ブドウ糖、精製ブドウ糖の販路拡大のため政府はもっと積極策を講ずべきではないか。とりわけ砂糖との強制混用について早急に検討すべきではないか。

七、加工費の計算中、副産物収入の評価を実績以上に高く評価しすぎておられないか等でありました。

次いで、十月十七日第二回の小委員会を開会いたしましたのであります。このうち、湯山小委員及び片島小委員より政府に対して質疑が行なわれ、次いで、これらの調査の結果明らかにせられた点を総合し、小委員会としての最終意見を委員会の決議として取りまとめることと決し、案文の作成について協議いたしました結果、以下申し上げます案文について意見の一致を見て、芳賀小委員の発議により、これを本件に関する小委員会の結論とすることと決定いたしました次第であります。

今これを御報告いたします。

昭和三十六年産甘しょ及び馬れいしょの原料基準価格並びにん粉、甘しょ生切干の政府買入価格等に関する件

首題の件に関し、政府は左記の通り措置すべきである。

一、甘しょ及び馬れいしょの原料基準価格については、農業パリティ指数の上昇率、米麦の値上率(約六%)等を勘案して昨年より少くとも十貫当り十円程度値上げをすること。

場合を除き農業者が直接加入する必要はないこととなっております。この業務のうち農業近代化資金にかかる債務の保証額は三十六年度末において二百億円をこえる見込みであります。このほか、この二つの業務に附帯する業務といたしまして、被保証者についての指導その他この協会の目的達成に寄与する業務も行ない得ることといたしております。

次に、第九条におきましては、保証業務を行なうための基金について規定いたしております。すなわち、協会は、以上の保証業務を行ないます基金として、出資金、準備金からの繰入金、保証債務の弁済に充てることを条件として交付される金銭および求償権の行使によって取得した金銭を安全確実に管理することが要求されるわけであり、信連、農林中金または銀行への預金、金銭信託、国債証券、地方債証券、その他主務大臣が安全確保でありしかもなるべく有利な運用が可能と認めて指定する有価証券に限られることとなっております。このほか、第十条におきまして、毎年度の剰余金は全額を準備金として積み立てなければならぬこととするともに、この準備金は、欠損の補てんに充てるか、または基金に繰り入れる場合のほかは取りくずしてはならないものとして基金の充実ははかっております。

次に、この債務の保証の事業には、農業近代化資金にかかるものと、一般の事業または生活に必要な資金にかかるものとがあり、そのうち、国の助成措置の対象になりますのは農業近代化資金にかかるものだけでございます。

で、その助成措置の実効を期しますため、第十一条において農業近代化資金にかかる債務の保証の業務をそれ以外の業務と区分して経理しなければならぬものとしたしました。

農業信用基金協会は、今述べた参りましたような業務を行なうわけであり、その実行にあたりましては、信用調査、債権管理等に関して融資機関の機構、能力、経験等を利用して融資におきまして、債務の保証の決定を除き、その一部を融資機関に委託して行なうことができることとしております。

第三章はこの協会を構成します會員について規定いたしております。

まず第十四条におきまして會員の資格について規定いたしております。すなわち、農業信用基金協会の會員たる資格を有します者は、各都道府県の区域に從つて、その協会の区域内に住する農業者等のほか、都道府県及び市町村となつております。

次に、會員の出資につきまして、協会の業務の性格上、その財政的基礎の充実は不可欠の要請でもありますので、第十五条におきまして、會員は出資一口以上を有しなければならぬものとしております。第十六条におきましては持ち分の譲渡について規定し、第十七条におきまして、議決権については、前国会の衆議院農林水産委員会の御修正通り各一個及び出資一口につき一個の議決権を有するものとしたしております。また、この協会の公共的性格にかんがみまして、第十八条におきまして會員たる資格を有する者が加入しようとするときは、正当な理由がな

いのにその加入を拒んではならないこととしております。加入、脱退その他會員の権利義務につき第十八条より第二十二条までにおいて必要な規定を設けております。

第四章はこの協会の設立につきまして規定いたしております。

第二十三条から第二十五条までの規定によりまして、協会を設立するには會員たる資格を有する者で協会の會員とならうとするもの十五人以上が發起人とならなければならないこととする法書を作成し、事前に公告の上創立總會を開き、その終了後遅滞なく主務大臣に設立の認可の申請をしなければならぬこととしております。

第二十六条におきましては、この申請があつたときは、主務大臣は、設立手続、申請書等に欠陥がなく、また区域を同じくする他の協会がすでに設立しておらず、かつ、その事業が健全に行なわれ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならぬこととしております。

以上のほか、第二十七条におきましては設立認可があつた場合の發起人より理事への事務の引き継ぎ、第二十八条におきましては協会の成立の時期について規定しております。

第五章はこの協会の管理について規定いたしております。

第二十九条におきましては定款に記載すべき事項、第三十条におきましては業務方法書に記載すべき事項をそれぞれ規定いたしておりますが、いずれも現在この種の事業を行なつております特殊法人と同様の事項を規定しております。

協会の役員につきましては、第三十二条から第三十六条までに規定しておりますが、理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上といたして、その選任につきましては、會員、法人たる會員の役員、會員たる地方公共団体の長またはその職員の中から總會において選任します。農業者または金融に関する学識経験者より委嘱することができるとし、広く有用なる人材を求めることとしております。

なお、第四十三条および第四十四条におきまして、それぞれ役員に關する責任及び役員に關する民法の準用について規定しております。

次に、總會につきましては、第三十七条から第三十九条までの規定により召集の方法を定め、議決事項、特別の議決等につきまして第四十五条から第四十八条までの規定において同様の特殊法人の例にない規定しております。

第六章は解散及び清算、第七章は監督、第八章は罰則について規定いたしておりますが、いずれもこの種の事業を行なつております特殊法人と同様の事項を規定しております。

府県を区域とする新しい農業信用基金協会の發起人に対して、当該財団法人の権利及び義務を承継するようにと申し出ることができるものとし、この申し出が新協会の創立總會の議決によって承認されたときは、財団法人の権利義務は新協会成立のときにこの協会に承継され、財団法人はそのときにおいて解散するものとし、従来の協会からの業務の引き継ぎの円滑化を期するとともに、第四条及び第五条におきまして、従来農業改良資金助成法に基づいて都道府県が行なつて参りました農業改良資金の施設資金に対する債務保証業務も、この資金が三十六年度以降農業近代化資金に統合されることとなり、その関係上、協会に移管することとした。また、このために必要な農業改良資金助成法の改正及び都道府県がすでに実施しております保証業務の引き継ぎのための権利義務の承継に關する規定を設けております。

このほか、この協会を農林中央金庫の會員といたしますため、農林中央金庫法を改正すること、監督規定を整備するために大蔵、農林両省設置法を改正すること、この種の特殊法人と同程度の税法上の優遇措置を講じますために登録税法、印紙税法、所得税法、法人税法、地方税法について所要の改正を行なうこと等がおもな内容であります。

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律の内容でございますが、第一は、役員に關する規定の改正であります。そのうち、第一点は、役員の数に關する第九條の規定を改正して監事の定数を三人以上から二人以上とするこ

とであります。これは、現在金庫の監事三名のうち一名が非常勤であり、常勤しておりますのは二名であります。が、今次の改正以後は常勤役員のみによって業務に専念させる体制をとることが適當と考えられますので、現在の常勤監事の定数である二名に合わせるよう二名以上としたのであります。

第二点は、役員を選任方法及び任期に関する第十一条の改正であります。

その第一は、役員の主務大臣による任命制を廃止して、理事長及び監事は出資者総会で選任し、副理事長及び理事は理事長が任命することとするのであります。これは、役員を構成団体みずからの意思と責任によって選任することによって金庫と構成団体の結合を一そう緊密化し、それを通じて金庫の業務が一そう円滑に行なわれることを期待しているものであります。

具体的選任の方法につきましては、主務大臣の認可を必要とする定款に規定せしめることとして、その適正を確保することといたしました。

その第二は、理事長、副理事長及び理事の任期を一年短縮して四年としたこととあります。金庫の業務運営に構成団体の意思が正して反映されるようにするためには、選任の機会が多いこと、すなわち任期が比較的短いことが望ましいのであります。他方、あまり短くしては業務に専念すること及び業務の責任の所在を明確にするという点から適當でありませぬので政府関係金融機関等の例をも参考の上四年としたのであります。

第三点は、第十一条の二の規定を新

設して役員を兼職を原則として禁止することとしたこととあります。これは、役員が他の報酬ある職務または営業に従事し得ることは、金庫の業務に専念する上からも、また金庫の業務の公正かつ中立な運営を確保する上からも適當でないと考えられますので、主務大臣の承認を受けた場合を除きまして、原則として兼職を禁止することとしたのであります。これは、先般の通常国会には全部兼職を禁止するということを考えて提案をいたしましたのであります。本委員会において審議の過程で修正いたしましたので、主務大臣の認可を受けた場合はこの限りでないという点では必ずしも提案をいたしたわけではございません。

今回の改正のおもな点の第二は、第十二条の改正により新たに業務運営に関する重要事項につき理事長の諮問に應ずる機関として理事長が委嘱する審議委員の制度を設け、従来ございました評議員の制度を廃止することとしたこととあります。なお、審議委員の定数は十名以内、その任期は四年以内とするものといたしました。これは、金庫の業務の重要性にかんがみまして、広い視野に立った公正妥当な意見を金庫の業務に反映せしめ金庫の業務の適正を確保するために従来の評議員にかわり審議委員の制度を設けるための改正であります。この点につきましては、通常国会に提案をいたしましたときには審議委員の任命につきましては主務大臣の認可を受けるということに書

過程で御修正がございましたので、それを必ずしも提案をいたしておりません。

第三は、主務大臣の監督に関する規定の整備を行なうこととあります。役員の主務大臣任命制を廃止することによってこの面からの監督は行なわれなくなりませんが、農林金融の中核機関としての金庫の地位、役割の重要性にかんがみまして、主務大臣が予防的または補正的な指導監督を行なうべく必要がありまします。他の金融機関の例を参照の上、主務大臣の監督に関する規定を整備することといたしました。すなわち、第二十八条及び第二十九条の規定の改正によりまして、それぞれ金庫の業務及び財産の状況の報告並びに検査の規定を整備するとともに、従来主務大臣のもとにあって金庫の業務の監視の任に当たりました農林中央金庫監理官について規定をいたしました。

第三十一条及び第三十二条の規定を改正して監理官の制度を廃止し、新たに主務大臣の監督命令に関する規定(第三十一条)及び金庫が法令、定款または主務大臣の命令に違反した場合主務大臣は金庫の業務の停止または役員の変更を命じ得る旨の規定を設け(第三十二条)、監督に関する規定の整備をは

かした次第であります。

第四は、罰則その他条文が現状に適さない点がございまして、その整備を行なうこととしたこととあります。以上が農林中央金庫法の一部を改正する法律案の内容でございます。

野原委員長 午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

野原委員長 午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

農協近代化資金助成法案、農業信用基金協会法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。樋崎弥之助君。

樋崎委員 それでは、政府側の出席が悪うございまして、今出席なさっておられる方で足りるような分だけ質問して、あとは残してもらいたい、このように思います。

一番にお尋ねしたいのは、基本法の中には農林金融のことについて触れていないわけですね。基本法の素材になった調査会が出している「基本問題と基本対策」の中ではこういう趣旨について触れてありますけれども、基本法の中では農林金融の問題について今後どうあり方でなければならぬかというところが触れてない。この点についてまず一番に御質問をしたいと思っております。

坂村政府委員 農業基本法の中におきましては金融の問題については触れてないというお話でございますけれども、第四條の財政上の措置、こういうところ、第一項は、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。ということがあります。二項におきましては、政府は、第二條第一項の施策を講ずるにあたっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。という条項があるのでございまして、基本法でもうたっておるのでございます。

樋崎委員 それは基本法を施行するには実際に金の裏づけがなくてはいかぬということをおっしゃるだけであつて、いろいろ交通整理を言われておる農林金融のあり方について具体的に示されておられないわけですね。そういうあり方についてお尋ねをしておるわけ

です。

坂村政府委員 おっしゃいます通りに、具体的に農林金融というものがこういう方向であらねばならないということは基本法には触れてはございませんけれども、これは、基本法におきましてたとえば構造改善であるとかあるいはその他の重大な方向が示されておるわけでございますけれども、この線に沿って、金融といいますが、このは、いろいろそういう仕事が進むに従い、それに応じて、それを助長しあるいは援助していくような金融措置というものが当然考えられなければならぬこととございまして、実際

の仕事の進み具合によって、それに応じた合理的な金融施策を講ずる、こういう趣旨でございますので、基本法に具体的にこういうことが書いてなくても、実際問題といたしましては、基本法

の精神で金融の措置を講じていく、こういうふうなことになるかと思っております。

樋崎委員 私が申し上げておるのは、そういうことではなしに、系統金融なりあるいは制度金融、こういうものの関連、そうして、どういふ形でそれがからみ合っているのか、そういうことを聞いておるわけですね。基本政策では、今後の農林金融は系統資金を大主体にして、制度金融はこれを補充完

えておるわけでございます。一面、それで、農業部門としてどれだけの金利の負担ができるか、こういうことを一つ突っ込んで検討してみなければならぬのではないかと、私どももいろいろ検討いたしておりますが、これもなかなかむずかしい問題でございまして、あるいは、部門によつては、金融なんというものはだめなんだ、これは完全に補助金でなければいけないのだという結論になるのでございまして、あるいは、考えようによつては、金利負担もある程度できるといふようなものもございまして、なかなかむずかしい問題でございまして、また、相当時間はかかると思ひますけれども、私どもも、そういう面でも、今後近代化が進むにつれて、やはり農業の金利負担というものは経済的に見まして、どれだけのものを出したらいいかということを一々慎重に検討してみたいというふうに考えております。

○橋崎委員 私がお伺いしたのは、大體、外国の例もあつて、これぐらいが常識的に出てくるという線が私はあると思うのです。これは、言わなくとも、池田総理だつて三分にでも二分にでもしたいということをおっしゃつていらっしゃるから、大體のあなた方の常識的な線を考えていらつしやる姿をお尋ねしておるわけです。

○坂村政府委員 常識的な感覚という点でございまして、現行のいわゆる農林漁業金融公庫の金利あるいはまたいわゆる近代化資金の金利等が必ずしも農業に対して十分な安い低利な金利であるというふうな感じはいたしません。しかし、今申し上げましたように、全体の経済的情勢ともならみ合わ

さなければならぬ問題もございまして、とにかくこういふことで全体のバランスをとつて満足してみよう、こういうつもりで考えておるわけでございます。

○橋崎委員 私が聞いてゐるのは、長期・低利の大体常識的な線を聞いておるんであつて、先にそんなにあやまられる必要はないんです。そういうことを私聞いていないんです。

○坂村政府委員 先ほど、補足説明のときに御説明申し上げましたように、農業の近代化を進めるために資金の供給を十分にいたしていきたい、こういう趣旨で考えた制度でございまして、

○橋崎委員 大體いろいろ近代化資金に付属しておる資料を拜見してみまして、第一は農用施設を拡充して、これが中心の目的であらうと思つて、それに付随して、間接的な効果として、現在いろいろ言われております系統資金の改善という合理化、こういうものをねらつていらつしやるように見るわけですが、それでよろしいか。

○坂村政府委員 おつしやる通りでございまして、現状が農業協同組合系統に相当の農民の金があるわけでございますので、この金を、本来から申し上げますれば、先ほど申し上げましたように、農協系統金融として農村に還元できれば一番いいわけでございますが、それが現在の状況では貸付条件等がなかなかそれに合わないような状態でございますので、これをとにかく

くできるだけ国も援助をして、そうして農民に還元できますと同時に、農業協同組合系統においてもできるだけ合理化をして、そのうちからもとにかく農業に還元ができる体制をとつていってもらいたい、こういうふうな趣旨で援助をして、農協の合理化ということにも役立たせよう、こういうことであつていろいろ指導して参りたいというふうに考えているわけでございます。

○橋崎委員 そこで、中身でございしますが、一応系統資金の三百億を動かす、そしてそのために都道府県などが行なう利子補給についてその一部あるいは全部を補助する、こういう内容になつてゐる。そこで、今年度の予算から見ると、近代化助成資金を設けて、一般会計から三十億を入れて、そして三十億の資金運用益でやつていく。そうすると、年六分と見て三十六八ですから一億八千万、そして、事務費が何か知りませんが、それから一千万を引いて一億七千万を大體三十六年度の利子補給の予定額にされておる、そういうことでしょうか。

○坂村政府委員 前通常国会に提案いたしましたときにはそういう趣旨で提案をいたしましたわけでございます。今もその考え方は変わっておりません。

○橋崎委員 そうしますと、一億七千万が利子補給の予算額で、家畜導入分のやつは二分、それからそのほかは一分。そうしますと、それから逆算をしますと、大體百七十億が実際に動く金というふうになつてくるわけですね。湯山委員から要求されました資料を見ても、三十六年度は貸付額は百五十億というふうに出ておるわけですが、

この三百億と百七十億あるのは百五十億との関連について一応御説明願ひたい。

○坂村政府委員 おつしやる通り、三十億の金を六分に運用しますと一億八千万でございしますが、これは予算上では時期のずれ等がございしようからというところで一億七千万という予算を計上しておりますわけでございます。また、実際の運用面におきましては、かりに通常国会におきまして法律が通りました場合におきましても、最初の年でございまして、実際の貸し出し等はある程度遅れるわけでございます。ほんとうに貸し出されてくるのは、最盛期に入つて参りますのは七、八月以降というふうなことを考へておりましたのでございまして、そういう予定をもちまして大體組んで参りまして、一応三十六年度として締め切りますのは十二月末で締め切つて、その分に対して利子補給をするという考へ方で一応考へて参りましたものでございまして、平均残高大體三百億の半分、こういうことに見込みをつけたわけでございます。そこで、この半分のものがあれば利子補給財源としては十分でなからうか、こういうふうなことを考へたわけでございます。

○橋崎委員 次にお伺いしておきたいのは、貸付の対象となり得る有資格者の具体的数、農家が幾ら、生産法人が幾ら、農協が幾ら、具体的に数を一つ……。

○坂村政府委員 貸付の対象になりますものは、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、そのほかこれらが構成員となつておられますところの団体でございまして、大體、農民と

いたしまして、どういふ工合に見まするか、とにかくこの資金を借りようとする農民が、必ずしも初年度全部の間が借りるとは思ひませんし、農業協同組合も全部の農業協同組合がみんな軒並みに借りるといふふうにも考へていないのでございまして、そういうような意味から、初年度は大體三百億程度という予算を見込みをつけたわけでございます。実際の数ははたして借りる農家であるかどうかということの問題でありますけれども、農民といつたしまして、一般に言われておりますように六百万農民ということでありまから、大ざっぱに申し上げますれば、いわゆるその農民は全部借りられるということになるわけでございます。それから、農業協同組合といつたしまして、現在総合農協が一万二千ございまして、そのほか専門農協の数を入れますと相当の数になる、おそらく三万ぐらいになるのではないかと。私今数字を正確に覚えておりませんが、大體その程度になるのではないかと。そういうものは大體主として貸付対象になるものというふうなことを考へていただいでよろしいのではないかと考へておりました。

○橋崎委員 今お伺いした点は、借りようとする、有資格者について、農家が幾ら、生産法人が幾ら、農協は幾ら、連合会が幾ら、あるいはそのほか対象になつておる土地改良区とか農業共済組合、たばこ耕作組合、そういう一応の有資格者の数を、この次でもよろしうございまして、次でございまして、

○坂村政府委員 まことに申しわけありませんが、今数字がございませぬ

で、この次までに調べてお答えいたします。

○野原委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

午後二時五十一分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○湯山委員 最初に、先般いただいた資料についてお尋ねしたいと思っております。

前国会で近代化資金関係法案が不成立であったために、農林省としては適当な行政指導をしておられませんが、その行政指導された結果、それぞれの県においては政府の指示に従って近代化資金の要領に基づくそれぞれの融資を開始しております。そういう指導をしておると思っております。いただいた資料の中には、多い県は総額六億とか四億とかいうのがありますし、あるいは少ないところでは二十万くらい、全然書いてないところもあるというふうな資料で、拝見しますと全くまちまちになっておるように見受けられます。これについては、農林省の方で大体どの県ほどの程度というふうな目標あるいはワクを御指示になったのかどうか、もしなかったとすれば、百五十億のワクをどんなふうにも各県に指示をなさったのか、それを伺いたいと思っております。

○坂村政府委員 お配りいたしました資料におきましては、各県でやった実績を取り上げてございますので、報告のないものがブランクになっておるわけでございます。実際各県のやっております状況は、今まで最初から非常に一生懸命やっておりますし、いろいろ準備等が時間がかかりましたものもございまして、大体十月ごろになりますとある程度もつと貸し出しが実現できておると思っておりますが、残念ながらこれは九月二十日現在でございますから、そういう関係でブランクのところが多いわけでございます。ただ、農林省といたしましては、一応三百億というワクを持って近代化資金を充足させようと思っておりますが、法律が通らなかつたものでございますから、一応安全性を見まして百五十億という半額の割当を一応いたしまして、その範囲内で問題の近代化資金の趣旨に沿って実施するように指導いたしております。ですから、各県百五十億円のワクについては一応配分いたしております。その範囲内で実行したものがここにあげられておるということになっております。

ります状況は、今まで最初から非常に一生懸命やっておりますし、いろいろ準備等が時間がかかりましたものもございまして、大体十月ごろになりますとある程度もつと貸し出しが実現できておると思っておりますが、残念ながらこれは九月二十日現在でございますから、そういう関係でブランクのところが多いわけでございます。ただ、農林省といたしましては、一応三百億というワクを持って近代化資金を充足させようと思っておりますが、法律が通らなかつたものでございますから、一応安全性を見まして百五十億という半額の割当を一応いたしまして、その範囲内で問題の近代化資金の趣旨に沿って実施するように指導いたしております。ですから、各県百五十億円のワクについては一応配分いたしております。その範囲内で実行したものがここにあげられておるということになっております。

○湯山委員 その百五十億配分のワクの県別の資料をできればお出し願いたいと思っております。これで見ますと、たとえば愛媛あたりは六億というふうな省の方で明示になったワクをオーパーしておるのじやございませんか。

○坂村政府委員 農林省といたしまして愛媛県に割り当てました額は五億一千万でございますが、実際の実績では六億でございます。しかし、これは御承知の通り半分でございますから、あとと法律が通りましたら百五十億の割当をやる、こういうことになっておりますので、全体としてはオーパーした

数字ではあるまいと思っております。

○湯山委員 そういたしますと、法律が通るまでの間の約一億ばかりのものは県の方で負担する、利子補給についてはこういうことになるわけですね。

○坂村政府委員 もちろんそうでございませぬけれども、ただ、実際問題としては、県でも利子補給を具体的に負担しておるということはあるまいと思っております。ほんとうに法律が通らなければ、それはまた善後措置を講じなければいかぬと思っておりますけれども、法律を通過していただくというところで考えて参りますれば、利子補給しますのは十二月末とかあるいは年度末、こういうことになりまますから、ここで一応今後利子補給をしまししょうという予定のもとに融資をあっせんしてやっております、こういうことになるわけでございます。

○湯山委員 それから、県によって、この法律の説明の中で明示しなかったような県段階で一分というのじやなく、もっと大きい利子補給、つまり二分で半額国が補助するという影ではないかと、実際は三分とかあるいはそれをこえて県財政の中から一分以上の利子補給をしておる県があると聞いておりますが、そういう県は相当たくさんございませぬか。

○坂村政府委員 現在の段階では統計的にはまだ集計はいたしておりませんが、各県とも相当積極的でございます。いわゆるこの近代化資金という純粋な県費負担の一分以上、あるいは二分とか三分とかいう負担をしまししょうというふうな県が相当多い状況でございます。また、末端の町村におきましては相当積極的でございます。一分、二分というふうなものを利子補給しよう、こういう態勢をとっておりますところが大部分でございます。あの県によつては、町村会が決議をいたしまして、いろいろ連絡をとつて利子補給については協力をしている、こういうふうなことでやっております県もございませぬ。実情はそういう状況でございます。

○湯山委員 そこで、申し上げたいのは、何も法律が通らなくても、ちゃんとそういうふうなやっておりますもののが現実においてはなされておるといふ事実もある、これは、あとでそれに関連してお伺いしたい点がございますので、ここでその点だけはっきりさせておきたい。

○坂村政府委員 地方財政計画におきましては、この利子負担分と、それから信用基金協会に対します出資でございます。そういうふうなものにつきましましては、地方財政需要に見込んで計画をいたしております。一応、地方財政計画で、中央で見込んでおりますのは一分でございますけれども、利子補給分といたしまして一分のものを見込んでおります。最小限度一分でございます。

それから、先ほどお話がございました、法律が通らなくても県あるいは市町村もやっておりますが、これは、何とか法律を国会で通していただきたいという希望のもとに、通った時にはどうか、国からも援助があるだろう、こういうことを見込んでいろいろやっております。

○湯山委員 県段階では今のような地方財政計画に見込まれておる部分があると思っておりますけれども、市町村段階ではないのはいかがでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、町村段階におきましてこれに対する利子補給を積極的に指導するというつもりで最初から組んでおりませんものから、町村の地方財政計画以上には見込んでおりません。しかし、実態に応じて、町村で余裕のつく範囲でできるだけ積極的にこれを進めようということでは各町村とも努力をしております。

○湯山委員 ですから、市町村段階は、法律が通る通らないとは全然関係なくやっております、今の局長の御答弁からしてもこういう結論になるわけですね。

○坂村政府委員 その点は、お言葉を返すようにございませぬけれども、国も県も一分ずつ利子補給をするし、それから、国が金を出してまで債務保証をやらう、こういう制度ができた時に、町村等には、できるだけ利子補給を積極的にやらうじやないか、市町村の当事者は大体こういうお考えのようでございます。ですから、その制度と離れて、これだけを取り上げて自分のところだけでやるということでは考えているとは思われませぬ。

○湯山委員 そうすると、こういうこ

ばなりませんし、それから、系統金融なら系統金融についての拡充もやっつけていかなければならぬ。そういう金融面だけを取り上げてもいろいろな面があるのをごさいます。それらが相俟って農業の近代化を進めていく、こういうことにならうと思つて、ごさいます。たまたまここには農業近代化資金、こういうような言葉が出ておりましたけれども、これは、一面におきまして、今までのいろいろな制度金融がありまして、これをある程度統合して、そしてここに農業協同組合系統の金を使つてこれを農業の近代化のために再投資できるようにしていこうというねらいを持っておるので、ごさいます。名前としては近代化資金という言葉を使つておられますけれども、あるいはその名前が勝つ過ぎるかもしれません。が、今後の農業の発展の問題とも関連いたすものですから、そういうふうな意味で御了承をいただければ幸いです。考へておるわけでごさいます。

○湯山委員 局長の方からそういうふうに率直に言われると、あと一言のことがないわけですが、農業基本法では農業の近代化ということは言っていないと思つて、第二条にも、御存じのように、農業規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、農地保有の合理化、それから経営の近代化、六つの項目があつてごさいます。この六つを構造改善と総称するといふただし書きがごさいます。それから、貫性を持たなければならぬというふうな観点から見ると、基本法では、その六つの中の一つ、経営の近代化、この部分がここで取り上げられ

ておる近代化資金の目的、こういうふうにして把握されるのじゃないか、こう思つておられます。ところが、今の御説明を聞いてみると、そうではなくて、その中には、規模の拡大の問題もあるし、家畜の導入の問題もあるし、機械化の問題もあるし、従つて、もう少し幅を廣げて言えば構造改善につながるものだ、こういう御説明もあつて、これは、基本法の述べているところと、それからこの近代化資金助成法で述べておられるところとは、同じ経営の近代化という言葉の概念がかなり食い違つておるのじゃないか、こういうことにならぬでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、農業基本法におきましては、農業経営の近代化、こういう言葉が使つてあるのをごさいます。しかし、実際問題として、農業経営の近代化とは何かといふ、農業の近代化といふものの中身としては、そう変わらないものになるのではないかと、一つの制度の看板でございまして、看板といふものは、最初からあまりみみちいことを考へるよりも、看板は大きく掲げて、その目標に向かつてできるだけこれを充実していくことが必要ではないかと思つて、ごさいます。発足当初におきましては、御指摘の通り不十分などごさいます。しかし、今後このいわゆる近代化資金というものを中心にして系統金融の充実にはできるだけ努力をしていこう、こういうふうなつもりで考へておるので、ごさいます。今後十分その名前にふさわしいように充実をしていきたいと思つておる

ます。

○湯山委員 いずれこれは大臣にお聞きしなければならぬと思つておるが、私に今この問題でございまして、大臣は、先般当委員会において、構造改善資金というものを考へておる、金利も近代化資金よりも安いように私はそのとき聞いておりました。今の構造改善資金という大臣の構想と、それから、今ここで局長は、経営の近代化といつたつてやはり農業の近代化、こういうことを言われますが、その農業の近代化というのは構造改善を抜きにして考へるわけには参りませぬ。そうすると、来年度から発足させようと思つておられるその構造改善とこの近代化資金とは一体どういう関係を持つのか。それから、この近代化資金が経営の近代化というのを目的としておる、こういうことであれば、基本法ではこれらを含めて構造改善と定義づけておるわけですから、そうすると、当然大臣の考へておる構造改善資金といふものの中には近代化資金も概念的には包含される、こういうことになつて参りますので、その関係をまず近代化資金の立場から明らかにしておこうというので今までの質問をしたわけですが、ただ、残念ながら大臣が、これらを含めたいと思つておられる、一体構造改善資金といふのはどういふ内容のものか、今ここでお聞きして答へただけのようであれば、大臣がお見えになつてから今この二つの関係はお聞きしたいと思つ

ます。

存じませぬけれども、いわゆる構造改善資金という制度を別途に作るという考へ方は現在のところごさいます。近代化資金の制度はこれをもり立ていこうというつもりで考へておりましたが、ただ、来年度の予算の問題といたしまして、構造改善のための指定町村というものを指定をいたしまして、そこに集中的に国の資金等もつき込んで、そして十年計画で構造改善を遂次達成させていこう、こういうことを考へておるので、ごさいます。その際におきまして、そういう指定町村におきまして、いわゆる近代化資金だけではなくて、現在残つております制度で農業改良資金の技術導入資金というのがございまして、これは国の金をそのまま貸すのでございまして、現在の資金のワケは大體二、三十億のところごさいますけれども、無利子であります。ですから、これを充実して、技術導入資金と近代化資金を抱き合わせ融資をいたしまして、その構造改善の指定町村においては実質的には五分前後の金利で使えるような、そういう方向に持つていきたいと思つておるので、ごさいます。おそれなく大臣の構造改善資金というお話もそのことであろうと思つますので、その点はこの近代化資金の制度と矛盾するものではないわけであり

ます。

○湯山委員 そういふことだとこれは大へん問題になると思つて、構造改善といふのは基本法によつて進められていく。大臣も基本法の上にブラス・アルファだといふ答をこころでしておられます。そうすると、構造改善資金は、大臣の答弁によれば、別途考へるのだ、近代化資金についても、そ

の中で、近代化資金というのは今までのをただ寄せ集めただけのものだから、軽い意味の御発言がありましたけれども、これは、そうではないにしても、局長の言われるような程度の構造改善資金といふのであるならば、構造改善といふことを農業基本法で示してある通りに把握していかないことになるわけですから。これもまた近代化資金と同じように羊頭狗肉以上のものになるわけだ、これは、むしろ、ここで局長からいろいろ御答弁をいただいてそれをもとにして判断するよりも、大臣に直接お聞きした方がよいと思つますから、この点については留保いたします。一つ委員長もそれを御了承願ひたいと思つ

ます。

そこで、局長に續いてお尋ねしたいことは、今言われたような意味の近代化といふこと、近代化という言葉は、どういふふうにしていくのだといふ構想がなければならぬと思つます。といふのは、もう明治、徳川時代から畜舎を作るなんといふことはやっておることです。畜舎を作るにしても、あるいは家畜を買い入れるにしても、ブドウのたなを作るとかナシのたなを作るといふことは何れも近代化をしないで昔からやっておることなので、同じ畜舎を作るあるいは果樹の植栽をするあるいは果樹のたなを作るといふことが近代化の路線に沿つてなされるなければ近代化資金の意味はなさないし、それから経営の近代化をはかつていくといふ目的にも沿わないわけですから。そこで、近代化といふのは、そういう一つの方向づけが必要ではないかと思つし、また、そういうことは当然考へておられることだと思つ

そこで、近代化資金助成法で近代化というのとは一体どういうことなので、具体的にはどういふ構想をもって進めたいとおもつか、これをお伺いしたいと思ひます。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、近代化の方向といふものは、当然、現在の路線、農業基本法におきまして示された方向が一つの今後の農業の近代化の方向であろうと思ひます。

そこで、たとえばそのもとをなしますところの基本問題調査会の基本対策におきまして、今後の農業の対策の方向づけとしては、所得の均衡をはかるといふこと、それから生産性の向上といふこと、それから構造改善、この三つの方向を打ち出しておるのをごいまして、この目標に向かひま

していろいろの諸施策がとられるわけでございますが、それらが一つの近代化の方向として考えられているわけでございます。

そこで、この近代化資金の助成法におきましては、いわゆる金融の部分の一部をここで担当するわけでございます。ここにございましては、これらの目標に向かひて農業の近代化を進める場合には、何といたしまして、資本の整備が、これが非常に現在の農業は低いのでございまして、資本整備の高

度化といふことを一つのねらいにいたしまして、そこで設備に対する融資をやつていこう、こういう考え方でございませう。

○湯山委員 そういふ場合に、貸付の対象になる事業なり、あるいは対象になる施設、設備、これが羅列的にございまして、それ以外に、そういう羅列されておられますけれども、そういう羅列

されたものをそういう方向でちゃんと方向づけをしていく、ただ畜舎だから対象にするというのじゃなくて、その畜舎がどういふふうに使われていくか、この農家はどうするために畜舎を建てたのだ、そういう経営内容に立ち

入った判断をしなければ、ただ単に畜舎だとか果樹の新植だとかいうことだけでは近代化という方向に必ずしも合致しない、こういうことになってくると思ひますが、それはどうでしょう

か。 ○坂村政府委員 おっしゃる通りであると思ひます。従ひまして、実際の運用面におきましては、たとえば、町村等におきましても、農業委員会、農協あるいは改良普及員その他がいろいろその村におきまして、その農業の計画を立てるのをごいまして、あるいは、県におきましても、地帯別あるいは、市、市一円等いろいろの方法で農業の近代化を進めて参るのでござ

います。そういうふうなものに即応いたしましてこれらの資金が配分されま

すようにいふことをご指導いたしたいと思ひます。

○湯山委員 そこで、もしそういうこととあれば、ある農家が将来転業する可能性がある、あるいは所得倍増計画に從つて二・五ヘクタールの自立農家になる、こういう見通しがつかなかければ、見通しのつかない農家に対しては近代化資金は貸付はできない。今の近代化という路線を守つていくといふことになれば、こういうことになるのではないで

しょうか。しかも、そのことに關しては、先般出ておりました農業近代化小委員会の報告の中にも、近代化をしていくのに一番重要なことは、ま

ず手をつけなければならぬことは、大圃場の整備、農業担当者の養成、そういう成果のおくれるものに早く手をつけるべきだといふことを指摘してお

ります。そのことが前提にならなければ、ただ果樹園を作るとかあるいは牛を買ふとか、そういうことだけを対象にしても、五年もたつてはかの方に

移つていくとか、あるいは農家でなくなるとか、こういう構造改善の進行状態いかんによつては、せっかく入れた資金がむだになるといふ場合も考えら

れるわけだ、この近代化資金がほんとうに近代化のために役立つといふことのために、むしろそういう構造改善の方を進めていく、あるいはこれに對する見通しを立てるといふこと、な

れば、やはり、思ひつきばつたりの、効果のない資金、自創資金が維持資金か、そんなものに類するものになつてしまふのではないか、こういうことを心配するわけですが、そういう点についてはどういふふうにお考えでし

ょうか。 ○坂村政府委員 おっしゃる通り、考

え方の方向といたしましては、そういう考

え方ではないかといふふうにお考えで

運用すべきではないかといふふうにお

○湯山委員 もし局長の言われるよう

に現実の事態に對処するためにや

つていくのだといふことを言われるとす

れば、それはもはやその中には経営の

近代化とか農業の近代化というワ

はな

もそうではなくて、今困つてい

○坂村政府委員 現実の問題に對

するといふ意味で申し上げたので

近

代

化

うことが憂えられるわけでございます。す。ですから、そこら辺は実情に慮じまして考えていきまさんと、非常に窮屈になってしまはせぬかということに心配しておるわけでございます。

○湯山委員 私がお尋ねするのは、もう議論になりますからよしますけれども、近代化資金というものは近代化のために使う。それから、別に、今の家畜を求めるとか果樹を新植するということ、これは近代化と無関係にあると思ひます。昔もやはり果樹も植えたし家畜も買入れたわけですから、近代化されなくてもそういう現象があったわけですから、そこらは別途に考えていくというの方が、基本法による政策を進めていくということから言へば筋が通るのではないかと、これの中へそういうものまで含むということには問題があるということをお申し上げしておるわけで、それは御了解がいくと思ふのです。

○坂村政府委員 御指摘の点は非常によくわかるのでございましてほんとうに理想的にこのいわゆる近代化資金の制度を推し進めていく場合におきましてはそれは理想的にはそういう考え方であらうと思ふのでございまして。しかし先ほど申し上げましたように、現実問題といたしまして、今までありました制度をやめましてこの制度に吸収しているという面もございまして、それらのものが農業の近代化に役立たないでかえって逆行するんだというところであれば別でございまして、それと、農業の近代化に役立つものでありましたが、やはりある程度のもものは実情に応じて運用した方がいいんじゃないかというふうにお尋ねするわけでございます。また、制度そのものも、とにかくこれから発足させようというところもございまして、いろいろ不十分な点もあらうと思ふのでございまして、そのうち点を今後いろいろ運用の面を見まして改善を加えて参りたいというふうにお尋ねしております。

○湯山委員 この法律の目的も、今のようないまぬ点がございまして、それから資金の貸付の仕方にも必ずしもすっきりしていない、非常に問題が多いということを一応指摘しておきたいと思ひます。

なお引き続きお尋ねしたいところは、先ほど、橋崎さんの質問に対して、局長の方からは、端的に言えば、そのつどだ、将来の動きを見てみなければ何年向こうでどうということはないというふうな御答弁でございまして、それは私は間違ひではないかと思ひます。近代化という考え方はすでに一つの概念になっておりますし、それに向かつてどういふふうにしていくかということについては、所得増進計画等もある程度、いい悪いは別として明確にされております。そのうると、そういう形の自立経営なりあるいは協業経営なり、あるいはまたあれに示されたような水田の面積の拡大をやっていくとすれば、それには大体だけの資金が必要なんだ、その構想が変わることは認めます。けれども、現在大体考えておるところのものを達成するためには、それだけの資金が必要である、そのためには政府の方からは、まあ一兆というのですか八千九百億か、とにかくそれだけの財政資金を考慮しておる、それから系統資金

ではそれに対してだけだけのものを考へておる、そこで両者相持つてこれだけのことができていく、ここまでのことは、幾ら変わっていく情勢の中にあつても明確にしなければ、一体何のためにこういう法律を出すのかかわらないことになるわけですか。と申しますのは、来年のことがわからないのです。来年のことが局長は五百億ぐらゐということをおっしゃいましたけれども、その保証もなされておりましたか。あるいは来年の通常国会がまた何かで混乱して先般の国会のようになれば、それさえ保証ができない。再来年のことはなお怪しい。そういうことでは一向近代化資金にはなりません。むしろ、近代化資金などというものは、こういう単年度会計じゃなくて、長期の見通しに立つて、そうして政府の方もこれだけはもういじらないのだというくらいな根幹がでなければ、これは局長もこの心配な点をお聞きになっておると思ひますが、どこまで続くのか、その点についての不安も、農民の中にもあるいは農協の中にもあるわけです。ですから、こういう点についてもう少し明確に、将来変わるかもしれないけれども現在の構想は大体何年間ぐらいを見通しておるのだ、十年なら十年、十五年なら十五年、その間の資金の動きはこういうふうに見ておる、これぐらいのことはどうしてもここで明らかにしてもらわなければ、これは法律の審議にならないと思ひます。一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、今後の農業の近代化を進めて参ります場合に、これに伴いますところの資金計画というものはきわめて必要なものでございまして。しかし、実際問題として、あるいは所得増進計画等では一応の公共投資の資金等の予定は考へてはおりますけれども、実際にそれではこういう融資その他の面で、それだけの金が必要かという問題は、農業の近代化を進めて参りますいよいよ実態的な施策、たとえば畜産はどういう工合に進んで参るか、あるいは果樹はどういう工合に進んで参るか、機械化はどういう姿になつて参るか、そういうものが具体的に固まつて、それに続いて資金というものはこれらの達成のために必要になつてくる、こういうふうなことでございまして、現在の段階で全体としてそれは何年内に農業の近代化がどういふ姿まで進みますというところまで公にこれを申し上げる段階までには詰まつていないと思ひます。そういう状況でございまして、一応、私どもといたしましては、農業のいわゆる伸び率等を中心にいたしまして今後の資金の需要を考へて参りたいというふうにお尋ねするのでございまして。もちろん、近代化に伴う資金需要としては、いわゆる近代化資金だけではございませぬので、その他の政府の直接の融資等もございまして。それからもう一つ考えなければならぬことは、農業協同組合の資金を原資にいたします程度でございまして、農業協同組合の資金源というものが今後どういふ工合に動いて参るかということもある程度の見通しを持たなければならぬ問題でございまして、そういうことともいろいろ関係がございまして、今のところ、そういう農業の伸び率等を基礎に

いたしまして、農協の資金の実情等を考へまして、そうしてこの制度を一つ伸ばして参りたいというふうにお尋ねするわけでございます。

○湯山委員 今局長の御答弁になつた内容について、私もなおあとでお聞きしたいと思つておつたわけですが、今年度が三百億、来年度五百億、そういう形で系統資金を使つていけば何年持つものか、これもあとでお聞きすることにして、今お答えは要りませぬ。あとでお答えいただきたい点です。これは非常に重要な点ですから、もしできれば資料にして出していただければいいと思ひます。

それよりも、先ほどの問題に返りますけれども、伸び率は二・八%、それから、将来畜産は何倍に伸ばす、果樹はどれだけ伸ばす、米について一割ぐらいしかふえない、こういう将来の一つの青写真というものは所得増進計画の中にはつきり示されておるわけで、果樹がどうなるか、畜産がどうなるか、そういうことは全然今白紙じゃないわけですか。そこで、現在のあの倍増計画に示されておるところまで到達するためには、この資料の中では、政府資金の方は大体八千九百億というところがいわれておるわけですが、おわれれば、それじゃ足りないじゃないか、特に、農地の取得だけでも、二兆になるか三兆になるか、とにかく何兆という金がかかるんじゃないか、こういうことを申しておるわけで、これらの点は、これからきめていくという問題じゃなくて、現在きまつておる、青写真になつておる中で、それらの資金がどれだけ必要かということについては大体おわかりになつておられると思ふ

わけて、その点だけでもお示し願いたいと思ひます。

○坂村政府委員 これは、所得倍増計画の中における見通しをいたしましては、増加率を、たとえば畜産等におきましては基準年次を一〇〇といたしまして三・一六、それから耕地につきましては基準年次の二二・九、そのうち果樹については二三・八、そういうような一応の見通しの数字はあるのでございます。従いまして、これは一応の目標であると思つてございまして、この中で具体的な施策と相持ちまして明年あるいは明後年の計画を立てます場合にはあるいは食い違ひがあらましようけれども、一応はそういうことだらうと思ひますので、これらをお頭に置きまして融資のワケ等の問題は考へて参りたいというふうに考へておるわけでございます。

〔委員長退席、大野(市)委員長代り着席〕

ただ、私申し上げましたように、その年その年によってその通りのものが実行されるといふわけはございません。資金というものは、あくまで実態的な計画に即応して考へられるべきものでございまして、そういう実態的な計画が固まりましたら、それに応じて資金というものを考へていく、こういう態勢で私どもは考へておるわけでございます。

○湯山委員 その御答弁は大へん私は不満なんです。全体としては農業経営の近代化をはかつていく、その近代化の一つの内容として二・五ヘクターの自立農家を百万戸造成する、それらの内容についてもいろいろあつたわけですが、それにはどれだけのワケが必要

だ、その中で今の系統資金はどれだけ動かせる、その残った分はどうしても行政投資に待たなければならぬ、そういう大ざっぱな、何割はどうだといふようなことくらいまででもわかっているなければ、農協協金を資金源として活用するといつても、一向その計画が立たない。そうすると、来年やまらんじやないか、あるいは、政府資金の方がゆとりが出てくれば、もう利子補給してまでそんな金は使わぬといふことになつてくるのじやないか、いろいろな問題が出てくると思ひます。そこでできればこれも、全体としてどのくらいの中で大体どれくらいを出せるか、腰だめでけつこうですが、ぜひ資料としてお示し願ひたいと思つておるす。

それを一つお願いしておいて、先ほどの御答弁に返つて参りますが、農協資金源をどれくらい見ておられるのでしょうか。今のようには三百億なら三百億、来年五百億なら五百億として何年ぐらひ続くでしょうか。砂漠の川といふのがありました。初め流れ出してすつと消えてしまふといふことになりはしないでしょうか。どういふふうにお考へになつておられますか。

○坂村政府委員 現在の状況は、三十五年の十二月末現在で農協の預金が大体八千億でございます。それは未端農協でございますが、ことしの見込みといたしましては、ことしの十二月現在では大体一兆に達するのではあるまいかといふふうにお考へておるのでございませう。しかし、その中で現在までほんとうに農民に融資をされておられますものはきわめて少ないのでございまして、大体三千億といふふうにお考へて

いいのじやないかといふふうにお考へておるのでございますが、そういう状況でございますので、今後いろいろ農協の合理化、強化、そういうものをはかりまして、農協の預金は少なくとも現存よりも低下するようにはしない、今後ますます伸ばしていくという方向で考へまして、とにかく貯金を全部貸すというわけには参りませんので、ある程度最低の底があるものでありまして、これだけのものは短期でも長期でも突っ込んで見まして大体ずつとコンスタントに金として残つておるといふような面がございまして、そういう点をいろいろ検討いたしますと、少くとも五、六百億から七、八百億程度のもは数年間にかかるといふ見通しを立てておるわけでございます。

○湯山委員 数年間というのは、今の四千億というのを基礎にふまえて、いろいろその間の返済等もありましようけれども、大体現在四千億といふものが見込まれるから、そうすると八百億ぐらひずつならば五、六年か七、八年は持つたらう、こういう意味でございませうか。あるいは、四千億全部は使えない、その中の二千億なら二千億ぐらひだ、そうすると五百億程度で五、六年かそんな程度は持つたらう、こういう御観測なのでございませうか。

○坂村政府委員 非常に大ざっぱに申し上げましたのでおわかりにくかつたと思つてございませうが、かりに初年度三百億、二年度以降五百億円として一応の試算をいたしてみますと、大体八年目ないし九年目がピークになります。そのときの貸付残高が二千五百億、そういう状況でございますから、

これは農協の原資の問題とも関連はございませうけれども、現状のままでは八、九十年間は続けられる、こういう実態になるわけでございます。ですから、これを増額いたしましたとしても、年限はある程度短縮いたしましたとしてもこれは続けられる。それから、農協自体の原資が今後強化されていけば、農協の貯金がふえていく、こういうことになりまして、さらにこれは安全性を増して行くといふことになるのであらうと思つております。

○湯山委員 その点、農協の貯金といふのが原資についても、必ずしも私には局長の言われるように樂觀できない要素があると思ひます。むしろ未端の農協では逆な観測をしておる面もあるのですが、どうなんでしょうか。

○坂村政府委員 地帯によつてはその通りでございまして、たとえば一千万円とか二千万円とかいふような農協もございませう。そういう場合に、たとえば農業法人あるいは協業なんか出ますと相当の大きな金を持つていかれるといふようなあれもございまして、そういう場合にはもちろん未端の農協におきましてはいろいろ個別には問題があるらうと思ひます。しかし、そういう場合には信連なら信連からの直貸しをするという制度も考へておるのであります。全体としての資金需要におきましては、完全に安全だとは申し上げられませぬけれども、一応の見通しといたしましては、それほど心配しなくても、この程度の資金ワケでありますれば問題ないのじやあるまいかといふふうにお考へております。

○湯山委員 今四千億といふのを上手にやつていけばこれくらいいけるというお話がございませうが、しかし、これからの構造改善に伴つて、農家自身が必要とする資金が相当大きくなり、農協へ金を預けることがむずかしくなつてくると思ひます。麦なんかああいう状態になつてくると、この面から預貯金もだんだん少なくなつてくる。今度は自由米といふようなことで抜けることになりまして、これまたむずかしくなつてくるといふことで、実際には、現在考へられておる農政の中ではむしろ預貯金は少なくなつていく要素の方が多くて、安定して行くといふ要素の方が少ないのじやないでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、いろいろの個別の問題を取り上げますと不安の面もございませうが、全体として日本の経済が伸び、それから農業経済が伸びていく、こういうふうな状況でありますれば、農協といふものがますますその中で強化をされなければならぬといふ事象であらうと思つておる面がだんだん取り入れられてくるという状況になりますと農協の力に期待するものが非常に大きいと思ひます。そういう意味で、私どもも本年度は農協合併助長法といふようなものをお願ひして制定をいたしまして農協の強化をはかつていくといふようなことを指導して参つておるわけでありませう。その点は、できるだけ、どういふ事象におきましても農協がますます強化されて、農民が今後の経済のなない手になつていくといふ考へ方のもとに施策を進めていきたいと思つております。

○坂村政府委員 今後の農業のいわゆる近代化ということを考えました場合には、どの県におきましても、いわゆる共同利用施設というようなものを無視することができないと思ひますので、そういう意味から言ひますれば、県段階におきまして、五千万といういわゆる共同利用施設の融資を無視してゼロにして、あとは全部個人融資だというような考え方は、実際問題としてはあり得ないものだと考へておひます。

○湯山委員 あり得ないということは、そうだと思うし、むしろ、県の方は、そういう資金をなるべく多くして、県の意図するところへ、政策的にどうか、そういうことで使うということもできてくるだろうと思ひます。これは市町村段階でもそういうことがあるいはあり得るのじゃないか。一分の利子補給程度で、その点にも問題があるわけですが、ここで、今日までいろいろきまつた条件があると思ひます。今ここで申し上げたように、広島あたりも、県段階のはきまつておるし、末端への大体のワクの内示もあつたようので、それで、いふん問題を起こしておる、そういう事実もありますので、県別の今の割り当てられたワクについて、幾つかの県でもけつこうですが、どういふふうに割り振りしたのか、そういう事例をお示しいただきたいと思ひます。なお、単協あたりの貸付の額と、それからその運営の問題があると思ひますが、それについても相当問題があると思ひますので、資料を出していただひいて、その資料に基づいてお伺ひしたいと思ひますが、資料をお出し願ひえますか。

○坂村政府委員 仰せの資料は、きょうは間に合ひませんが、明朝でも提出したいと思ひます。ただ、その実際の割り振り等の実情につきましては、まだ各県の実情をそこまで把握しておひりません。それから、今度割り当てましたものも、とりあえず半分を大ざっぱに割り振つておるのでありまして、いずれ三百億全体を割り振ります場合に実情を十分に調整しようというつもりで考へておひりますので、そういうふうな意味で御了解をいただきたいと思ひます。

○湯山委員 今の資料は各県全体のじやなくてけつこうです。近くの県なら県できまつたところ、たとえば群馬などもきまつたようですが、そういうところの動向、大体の傾向のわかる資料でけつこうでございます。それをいただひいて、あとまた質問させていたただきたいと思ひます。

○芳賀委員 議事進行ですが、明日は農林大臣の出席をせひ委員長から要求してもらいたい。特に、この近代化資金の法案の審議にあつて、先般農林大臣から、近代化資金と違つたようなたとえば構造改善資金云々というような委員会発言も行なわれましたので、これはやはり新たな河野構想であるかどうかということもこの委員会できつまびらかにしたい点もありませんので、明日の審議促進上、必ず農林大臣が出席するように、委員長からせひお計らい願ひたいと思ひます。

○野原委員長 ただいまの芳賀委員の御発言に對しましては、委員長において政府に十分連絡いたしまして、出席するようになつたと思ひます。

明日は午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。午後四時七分散會

農林水産委員会議録第六号中正誤

| | | | | |
|----|---|----|-----|------|
| ベシ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 三 | 二 | 六 | が、い | い、い |
| 四 | 二 | 終り | 八 | これはた |
| 四 | 四 | 援 | 授 | 授 |
| 七 | 四 | 規 | 模 | 規 |
| 八 | 一 | 二 | 規 | 規 |
| 八 | 一 | 三 | 規 | 規 |
| 九 | 四 | 三 | ば | ば |
| 二 | 二 | 終り | 六 | 賞 |
| 三 | 三 | 三 | 賞 | 賞 |
| 四 | 二 | 二 | 賞 | 賞 |
| 三 | 五 | 終り | 二 | 來 |
| 四 | 一 | 三 | 實 | 畜 |
| 四 | 一 | 三 | 畜 | 畜 |
| 四 | 一 | 三 | 畜 | 畜 |
| 五 | 二 | 正 | 誤 | 中 |
| 三 | 二 | 前 | 第一 | 項 |
| 三 | 二 | 前 | 第一 | 項 |

農林水産委員会議録第七号中正誤

| | | | | |
|----|---|----|---|---|
| ベシ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 三 | 三 | 終り | 九 | 收 |
| 三 | 三 | 終り | 九 | 收 |